

### 新着図書のご案内

山形市市民活動支援センターの2階に図書コーナーがあり、市民活動に役立つ図書を揃えています。その図書コーナーに新しい図書が入りました。

子どもの貧困や社会貢献、NPOの作り方、障害者差別対策など旬な情報が掲載されています。

図書はどなたでも借りることができますので是非活用下さい。貸出期間は1ヶ月間、冊数制限はありません。



- 新着の図書は以下のとおりです。
- ・子どもの貧困ハンドブック
  - ・ソーシャル・プロダクト・マーケティング
  - ・テキスト市民活動論  
～ボランティア・NPOの実践から学ぶ～
  - ・社会貢献でメシを食う
  - ・稼ぐNPO～利益をあげて社会的使命へ突き進む～
  - ・ダンゼン得する知りたいことがパッとわかる  
NPO法人のつくり方がよくわかる本
  - ・都市と地方をかきまぜる「食べる通信」の奇跡
  - ・えほん障害者権利条約



NPOを応援する仕組みや情報をご紹介します

### NPO道具箱 vol.14

#### 日本政策金融公庫 ソーシャルビジネス支援基金

今回のNPO道具箱は「お金」の話。NPO運営と言っても、お金とは無縁ではられません。しかし、財政基盤の脆弱な非営利組織としては、民間金融機関からの資金調達はちょっとハードルが高いですね。多くの組織では、代表者の個人信用での借り入れや、理事の皆さんからの志金に頼っているのが現状かも知れません。

そんな現状を改善しようと、平成27年10月NPO法人への信用保証制度が適応となりましたが、活用したいのが日本政策金融公庫のNPO法人への融資制度です。その名も「ソーシャルビジネス支援資金」。若干の利率上乗せはありますが、代表者保証が不要といったメリットや創業時には逆に利率低減といった配慮もあります。詳しくは当センターにパンフレットが設置してありますので、是非お問い合わせください。(齋藤)

○日本政策金融公庫「ソーシャルビジネス支援」

ウェブサイトURL <https://www.jfc.go.jp/n/finance/social/>



### センター職員のいちおし！ スタッフが気になることや

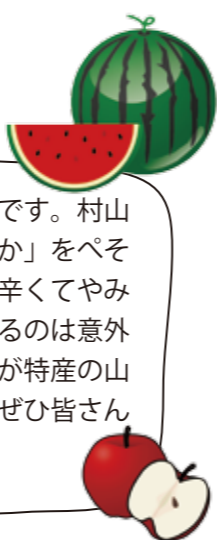
おすすめしたいことなどをご紹介します

#### 果物の漬物

まもなく梅の花が咲き、山形も春らしくなってきますね。春になると、いちごや柑橘類など、いろいろなフルーツが旬を迎えるので、楽しみな季節です。まだ先のことですが、梅の実を収穫して梅干しを漬けることを楽しみにしています。

皆さんは「りんご」の漬物があることをご存じですか。置賜地方で作られているそうで、先日初めて食べました。皮ごと塩で漬けられており、かりっと

した食感で、甘酸っぱく、おいしかったです。村山地方の北村山地域では、摘果した「すいか」をペそら漬けにした漬物も作られており、少し辛くてやみつきになる味です。フルーツを漬物にするのは意外ですが、おいしくいただきました。果物が特産の山形ならではの食べ物だと思いました。ぜひ皆さんも一度食べてみてください。(柴田)



### 山形市市民活動支援センター利用のご案内

- ・開館時間 / 9時半～22時
- ・休館日 / 月曜日、祝日、月曜日が祝日のときは火曜日、年末年始
- ★印刷と相談の方は1団体2名、2時間までの駐車券補助があります。(霞城セントラルパーキング・山形駅東口交通センター駐車場をご利用ください)

編集後記

3月に入り、みなさんも総会シーズンに突入した頃ではないでしょうか。この時期に毎年、我が家で起こる総会資料&委任状の行方不明問題を、今年こそは回避しようと思っている今日この頃です。(花屋)

山形市市民活動支援センターだより とぴあす  
発行責任者：所長 齋藤和人

山形市市民活動支援センターだより

山形市の市民活動の情報と支援センターからのお知らせをお届けする情報紙

# とぴあす

2017年3月15日発行

## 「先輩起業家の実体験に学ぶ 地域ビジネス起業応援セミナー」を開催しました



▲ 2月9日の19時から、地域ビジネスでの起業に関心のある方を対象にセミナーを開催しました。今回は、市内で認知症対応型のデイサービスを開業している株式会社けやきの森 代表取締役の高橋かほりさんをお招きし、「私はこうして資金を集めました」と題して、起業の成功談や失敗談などをお話いただきました。

### 今号の目次

- 改正NPO法がスタートします
- 「第9回やまがた市民活動まつり」を開催しました
- 山形市の市民活動のご紹介
- 新着図書のご案内
- NPO 道具箱 vol.14
- センター職員のいちおし！



# vol.32

山形市市民活動支援センター

〒990-8580  
山形市城南町1丁目1-1霞城セントラル22・23階

電話：023-647-2260 F A X：023-647-2261  
メール：center@yamagata-npo.jp



## 改正NPO法がスタートします

昨年5～6月にかけて、国会で「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」の改正案が可決、成立し、公布されました。この改正は、NPO関係団体の要望を受け、超党派の議員によるNPO議員連盟で検討が行われていたものです。改正法は一部を除いて、平成29年4月1日から施行されます。

ここでは、その概要をみなさんにお伝えします。

### 全てのNPO法人に該当する事項

#### 事業報告書等の備置期間が延長されます

事業報告書等を事務所に備え置く期間が、「翌々事業年度の末日まで」（約3年間）から、「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」（約5年間）となります。また、所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります。

#### 認証申請時等の添付書類の縦覧期間が短縮されます

所轄庁が認証時等に行う現行2ヶ月間の縦覧期間が1ヶ月に短縮され、より迅速な手続きが可能となります。これは、地方創生や一億総活躍社会実現の重要な担い手であるNPO法人をより迅速に設立可能とし、申請情報がより短期間で広く市民に周知されるよう措置されたものです。



じゅうらん  
「縦覧」  
とは？

「NPO法人の活動により多くの市民の参画が図られる様、情報をできるだけ市民に公開する」というNPO法の主旨に基づき、設立に必要な書類を、所轄庁が一般市民に公開することを指します。これは、NPO法人の活動の公益性を行政ではなく市民が判断できる様にするための仕組みであり、そして、市民からの「共感」を得るきっかけにもなります。

#### 貸借対照表の公告が必要になります

※この規定の施行日は平成29年4月1日ではなく、別途、政令で定める日（公布の日から2年6ヶ月以内）となります。毎年度、貸借対照表を公告する方式となります。公告方法は、①官報に掲載、②日刊新聞紙に掲載、③電子公告（法人のウェブサイトや内閣府NPO法人ポータルサイト等）、④不特定多数の人たちが見ることのできる場所に掲示する、の4つから選択して行います。また、公告方法は定款で定める必要があります。なお、この規定にともない、「資産の総額」の登記は、施行日以降は不要となります。



#### 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大

※この規定は法改正の公布の日（平成28年6月7日）に施行されています。NPO法人に対する信頼性の更なる向上が図られるよう、所轄庁とNPO法人に対して、内閣府NPO法人ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表に努めるよう努力義務が規定されました。団体の活動情報や財務情報等の積極的な掲載を促しています。

### 認定NPO法人・仮認定NPO法人に該当する事項

#### 役員報酬規定等の備置期間が延長されます

役員報酬規定等を事務所に備え置く期間が、「翌々事業年度の末日まで」（約3年間）から、「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」（約5年間）となります。平成29年4月1日以降に開始する事業年度の書類から適用されます。また、所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります。

#### 海外送金等に関する書類が事後提出になります

200万円を超える海外への送金または金銭の持ち出しに関する書類については、その都度所轄庁への事前提出が必要でしたが、こうした事務作業が法人の負担となっていたことから、金額に関わらず、毎事業年度1回の事後提出となります。

#### 「仮認定NPO法人」の名称が「特例認定NPO法人」に変更されます

「仮認定」という名称では寄付を集めにくいので名称を変更してほしいといった、NPO関係団体からの要望を踏まえ、名称が「特例認定」に改められました。なお、名称の変更のみで、認定基準等は従来どおりです。

今回の改正に関するより詳しい内容は「内閣府NPOホームページ（<http://www.npo-homepage.go.jp/kaisei>）」から見るができます。

ご相談は当センター、またはみなさんの担当所轄庁へ



## 「第9回やまがた市民活動まつり」を開催しました

平成29年2月19日（日）12時30分～15時30分に、霞城セントラル1階アトリウムで開催しました。このイベントは、山形市におけるNPOや市民活動団体の相互交流の促進と、その活動を一般市民の方々に広く知っていただくことを目的として、平成21年2月から毎年1回開催しており、今回で9回目になります。今回も、福祉や健康、まちづくり、環境、若者支援など、山形で活動する38の多分野の団体が参加し、展示ブースやステージ発表、ポスター展示などの活動紹介を行いました。

展示ブースでは、活動写真展示やワークショップ、クイズ、相談会などがあり、ステージ発表では、子どもたちのダンス、健康体操、活動発表、マーチングバンドの演奏などがあり、各団体が工夫をこらした内容で、子どもも大人も楽しめるイベントになりました。今回も、各ブースをまわりスタンプを5つ集め景品の抽選ができるスタンプラリーを開催し、好評でした。山形市内からだけでなく、他市町村からの来

「第9回やまがた市民活動まつり」は、山形市市民活動支援センター連絡協議会が主催し、山形市と当センターの共催で開催しました。

場もみられ、多くのお客さんで賑わいました。ご来場いただいたみなさん、ありがとうございました。



今回も、イベント運営にあたり、山形市立商業高等学校産業調査部の生徒さんたちや、個人ボランティアの市民の方々、様々な企業や機関にもご協力いただきました。誠にありがとうございました。毎回開催するたびに、NPO・市民活動の輪が広がっていることを実感しています。（佐藤）

■お問い合わせ先  
山形市市民活動支援センター連絡協議会 電話：647-2260

## 山形市の市民活動のご紹介

※詳しい内容は当センターのウェブサイトをご覧ください

### ガールスカウト山形県連盟

KIZUNA Day 一緒に、防災の意識を高めよう！  
取材日 2月5日（日）

タイトルにある「KIZUNA Day」とは、「東日本大震災を忘れずに、防災意識や技術を高め、震災の記憶や復興への思いを風化させない日としてアクションを起こしましょう」とガールスカウト日本連盟が呼びかけているものです。山形県連盟はこの呼びかけのもとに、災害に対する心構えの醸成と、防災力の向上を図ろうとこの市民参加型のイベントを企画・開催しました。

この日、山形市市民防災センターを会場に、約80名のみなさんが様々なアクティビティを体験しました。午前のアクティビティは、講師に仙台市クロスロード研究会のみなさんを迎えて、小学4年生以上の参加者は災害対応ゲーム「クロスロード」を、小学3年生までは防災カードゲーム「カルテット」の体験をしました。午後からはグループを3つに分け、ローテーションで、牛乳パックを用いた「24時間生き残りキット作り」と、市民

防災センターの施設体験をしました。今回、このイベントにお伺いして、震災で犠牲になった方々と被災地の仲間たちのことを思いながら、地域社会の未来のために、自分たちができることから始めようという姿勢、そして、目の前の課題に真剣に取り組む参加者の姿がとても印象的でした。（花屋）

※この取り組みは「平成28年度山形市コミュニティファンド公開プレゼンテーション補助」を受けて実施されました。



■お問い合わせ先  
ガールスカウト山形県連盟  
電話/FAX：623-8909（火曜・金曜 10～12時）  
ウェブサイト <http://gs-yamagata.sakura.ne.jp/>

### NPO法人 山形TFC

### ジュニア競技者のためのシンポジウム

取材日 2月25日（土）

「山形TFC」は誰もが参加できる地域の陸上競技クラブとして、平成16年7月に活動を開始しました。以来、少しずつ形を変えながら、総合型地域スポーツクラブとして活動を行っています。

今回は、スポーツに取り組んでいる小学生以上のジュニアとその保護者の方々に「ジュニア競技者のためのシンポジウム」が遊学館にて開催されました。

シンポジウムは、前半に株式会社明治で管理栄養士をしている高橋さんから、毎日の食事についてのお話がありました。

後半は、現役で活躍している北京オリンピック日本代表の安孫子選手、ハードル県記録保持者の古川選手（不在のため山形TFCの武田コーチが古川選手の資料を披



露)、そして高橋さんの3名のパネリストと、山形TFCの五十嵐理事長のコーディネーターで、普段の食事で気にしていることなどを話題に進められました。

最後に、五十嵐理事長から「現在活躍している選手たちの話を受け、皆さんも今のうちから食事のバランスを考えて3食しっかり摂ってほしい。また、途中でサプリメントの説明もあったが、毎日の食事が基本となるので、自分でよく考えてサプリメントなどを活用してください」と、参加者にメッセージを送っていました。（中村）

■お問い合わせ先  
NPO法人 山形TFC（事務局休業日：土曜日、月曜日、祝祭日）  
メール：[info\\_tfc@yamagata-tfc.org](mailto:info_tfc@yamagata-tfc.org)  
電話：023-674-6340  
事務局携帯電話：080-1600-1305

